

## 「適格担保取扱基本要領」中一部改正

別表1を横線のとおり改める。

別表1

### 担保の種類および担保価格

1. 国債（分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。）

(1) }  
  { } 略（不変）  
(5) }

1-2. 略（不変）

1-3. 物価連動国債

- (1) 残存期間5年以内のもの 時価の97%
- (2) 残存期間5年超10年以内のもの 時価の95%
- (3) 残存期間10年超20年以内のもの 時価の90%
- (4) 残存期間20年超のもの 時価の85%

2. }  
  { } 略（不変）  
17. }

（特則）

略（不変）

別表 2 を横線のとおり改める。

別表 2

**担保の種類ごとの適格基準**

担保の種類	適格基準
国債（分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を含む）	普通国債であること（個人向け国債を除く。）。
政府短期証券 ） 株式会社産業再生機構に対する政府保証付証券貸付債権	略（不変）
（特則）	略（不変）

（附則） この一部改正は、平成 16 年 3 月末までの総裁が別に定める日から実施する。